

鳥取県農業農村整備事業工事週休2日工事試行実施要領

1 趣 旨

建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場の就労環境の改善が求められている。

本要領は、農林水産部（総合事務所農林局を含む。）発注の農業農村整備事業工事における週休2日工事の実施に必要な事項を定めたものである。

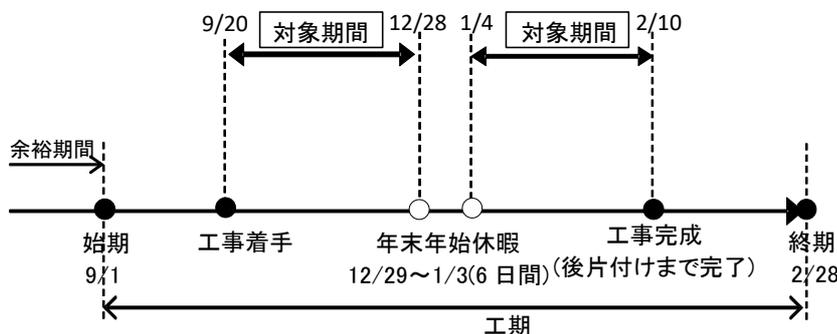
2 定 義

- (1) 現場閉所：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (2) 週単位の週休2日：対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所をされていることをいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。
- (3) 月単位の週休2日：対象期間内のすべての月で、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、4週8休（28.5%（8日／28日））以上、確保されていることをいう。ただし、暦上の土日の閉所で28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上の現場閉所を行ってれば、28.5%以上を達成しているものとみなす。

3 実施方法

- (1) 農林水産部が発注する全ての農業農村整備事業工事を対象とする。ただし、発注者が週休2日工事として相応しくないと判断したものは対象としない。
なお、**発注者は**、災害等のやむを得ない事情により、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合、現場説明書に対象外とする作業と期間を明示すること。
- (2) 発注者は、週休2日工事の実施に当たって、「週休2日工事」である旨を現場説明書に明示すること。
- (3) 発注者は、土日、国民の祝日、年末年始及び夏季休暇を現場閉所日（以下「休工期」という。）とすることを前提とした標準工期算定式により工期を設定すること。
- (4) 週休2日工事の対象期間は、工事着手日から工事完成日（後片付け期間含む）までとし、余裕期間、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは対象外とする。

【例】工期が始期9/1～終期2/28の工事の場合



- (5) 受注者は、週休2日工事の対象期間において、**週単位の週休2日の確保に努めること。週単位の週休2日の確保ができない場合は、月単位の週休2日の確保に努めること。**なお、天候等により現場閉所した場合も、現場閉所日数に含める。
- (6) 受注者は、週休2日工事の対象期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じた場合、必要に応じて監督員と協議を行い、当該期間を週休2日の対象外とすることができる。
- (7) 受注者は、毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めること。

4 実施確認

受注者は、現場閉所の実績が確認できる資料（別紙「週休2日工事 休日等取得実績書（参考様式）」参照）を工期末の14日前までに提出すること。

なお、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所の実績が確認できる資料の根拠資料（現場閉所実績が確認できる工程表、休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）の提出は不要とし、監督員から求められた場合に提示すること。

5 積算方法等

発注者は、農林水産省が定める、**週単位の週休2日の補正係数**を、各経費に乗じた上で発注を行うこと。

現場閉所の実績が確認できる資料により、**週単位の週休2日に満たない場合は、月単位の週休2日補正に変更し、請負代金額の減額変更を行うこと。**

月単位の週休2日に満たない場合は、週単位の週休2日の補正係数を除し、請負代金額の減額変更を行うこと。

6 その他

週休2日工事において、**週単位の週休2日又は月単位の週休2日**が達成できなかったとしても、工事成績の減点等（ペナルティ）は行わない。

附 則

この要領は、令和6年5月10日から施行する。

この要領は、令和7年7月10日から施行する。

(参考) 農林水産省が定める補正係数

各経費の補正係数

	週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)
	労務費	1.02
共通仮設費(率分)	1.05	1.04
現場管理費(率分)	1.06	1.05

市場単価方式の補正係数

名 称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
鉄筋工 (太径鉄筋を含む)		1.02	1.02
鉄筋工 (ガス圧接)		1.01	1.01
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.01
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01

土木工事標準単価の補正係数

名 称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01